

第 56 号議案

豊後大野市個人情報保護条例等の一部改正について

豊後大野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 14 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 豊後大野市個人情報保護条例(平成17年豊後大野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第25条第4項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(豊後大野市手数料条例の一部改正)

第2条 豊後大野市手数料条例(平成17年豊後大野市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第41号を削り、同項第42号を同項第41号とする。

(豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年豊後大野市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。